



令和6年2月9日

多摩市長 阿 部 裕 行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会

会長 下井直毅



國民健康保険制度に関する意見書

国民健康保険制度は、昭和13年の創設から85年間、国民皆保険の基盤として国民の健康維持に大きく貢献してまいりました。しかし近年の大きな社会的・経済的变化に直面して同制度は危機的な状況に追いやられていると言わざるを得ません。高齢者を含め低所得者層が被保険者の中心となつたため財政基盤が脆弱で、多くの地方自治体は、やむを得ず一般会計からの法定外繰入を前提として同制度を運営しているのが現状となっています。

このような中、持続可能な国民健康保険制度の構築と財政健全化の両立を図るため、平成30年度に国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県とする制度改革を行い、都道府県内の保険給付を管内の全市区町村、全被保険者で支え合う仕組みを作り、また一方では、一般会計からの法定外繰入の早期解消も進めております。

多摩市に目を転じますと、多摩市国民健康保険は制度改革以降も毎年約10億円以上の法定外繰入を行って同制度を運営しておりますが、東京都に支払う国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の一人当たり151,357円から令和6年度一人当たり196,650円と、増大の道をたどっており、加えて、今後さらなる社会保険の適用範囲の拡大、被保険者(とりわけ中間所得者層)の減少が見込まれます。

今後、少子高齢化の進展、医療の高度化などを背景として医療費の増大は避けられず、かと言って、被保険者に一方的に負担を求めるには限界があり、独立採算を原則とする国民健康保険制度は既に破綻していると言っても過言ではありません。このままでいけば、我が国が誇る国民皆保険の制度は持続不可能と考えられます。

以上のこと踏まえ、阿部市長におかれましては、東京都には、国民健康保険財政を安定的に運営していくため、財政運営の責任主体として、市区町村の実情を考慮したうえで中心的役割を担っていただくこと、また国に対しては、今後の国民健康保険制度並びに国民皆保険制度の将来ビジョンを早急に示していただくことを、東京都市長会等を通して、働きかけてくださいますようお願いします。